

水素産業人材育成補助金交付要綱

平成 29 年 4 月 1 日

経済観光局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、水素関連技術者の育成に取り組む市内中小製造業に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、本補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、中小製造業とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者を除き、日本標準産業分類に定める製造業に属する事業を営む者とする。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の 2 分の 1 以上が同一の大企業の所有に属している法人
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の 3 分の 2 以上が複数の大企業の所有に属している法人
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている法人

(対象者)

第 3 条 本補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、神戸市内に本社または主たる事業所を置く中小製造業で、神戸市税の滞納又は未申告がない者とする。

(対象事業)

第 4 条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 水素関連技術者に必要な知識・技能に関するセミナー・社外研修の受講
 - (2) 水素関連技術者に必要な知識・技能に関する社内研修の実施
- 2 他の制度により直接補助金等の交付を受ける事業及び本市主催の事業については、対象外とする。

(対象経費)

第 5 条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 受講料
- (2) 旅費
- (3) 宿泊費
- (4) 講師謝金
- (5) 会場使用料

(6) その他市長が必要と認める経費

ただし、①消費税及び地方消費税を除いた金額とする。

②受講料に含まれないテキスト代、資料代は対象としない。

③飲食費は対象としない。

④旅費は、最短の経路による妥当な運賃とする。

(領収書等で利用者・利用日・支払額が確認できるものに限る)

⑤宿泊費は、1人1泊につき10,000円まで、セミナー等の開催日数に1を加えた日数により算定した額を限度とする。

(補助金の額等)

第6条 本補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、500,000円を限度とする。

2 前項の金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 交付申請書(様式第1号)

(2) 企業概要書(様式第2号)

(3) 神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書(様式第3号)

(4) 補助対象事業の内容がわかる資料

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第9条 前条第1項の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業を変更、中止又は廃止した場合は、速やかに事業変更等届出書(様式第6号)を、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更(補助対象経費の総額が20%を超えない場合)はこの限りではない。

(実績報告書の提出)

第10条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助対象事業の実績を報告しようとするときは、次に定める書類を、事業完了後1ヶ月以内、又は市の会計年度末日のいずれか早い日までに、市長に遅滞なく提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書(様式第7号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び請求)

第 11 条 市長は、補助金規則第 16 条による補助金の額の確定を行ったときは、確定通知書（様式第 8 号）により速やかに補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の金額の確定を行ったのち、補助事業者から請求書（様式第 9 号）の提出があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(成果の報告)

第 12 条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業の成果について、補助事業者に発表するよう求めることができる。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、経済観光局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。